

農家の皆さまへ

自給率向上と水田経営の安定をめざし
戸別所得補償モデル対策
が始まります！

主食用米の生産に対して
15,000円/10a

+

価格下落部分

+

主食用米以外の作物
(麦、大豆の場合)の生産に対して
35,000円/10a

が作付面積に応じて交付されます

1 主食用米への助成

米の「生産数量目標」に即して生産を行った販売農家が対象です。

定額部分

作付面積に応じ全国統一単価で支払われます。

主食用米
作付面積

飯米用等として
一律10a

× 15,000円/10a

: 水稲共済に未加入者は、前年度の出荷、販売先との契約状況の申告が必要です。
なお、新規需要米、加工用米は、2の主食用米以外の作物として助成対象となります。
: 集落営農が水稲共済に組織加入しているときは、全体で10a控除です。

変動部分

米価が下落した場合(>)に支払われます。

標準的な販売価格
(過去3ヶ年の平均)

22年産米の販売価格
(全国平均)

水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。

2 主食用米以外の作物への助成

水田で麦・大豆・新規需要米などを生産する全ての販売農家が対象です。

基本単価

作付面積に応じ全国統一単価で支払われます。

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成(1)
大麦	35,000円	28,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	
新規需要米(米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	
そば、なたね、加工用米	20,000円	
その他作物	単価は県で設定 (基本単価10,000円)	
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物(2)同士の組み合わせ)	15,000円	

注: 捨てづくり防止のため、原則として実需者との出荷契約等が必要になります。

1 経営所得安定対策の大麦、大豆の助成単価は、北陸地域の平均単価です。

2 戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米です。

激変緩和措置

必要に応じ、県又は地域協議会単位で加算が行われます。

従来の産地確立交付金との単価変動の大きい作物や一定の要件を満たす生産者(転作集団、団地化等)に対して激変緩和のための加算が行われます。なお、加算対象や単価は、県又は地域協議会単位で設定されます。

具体的な助成額等のイメージ

ケース1

10haの水田経営で、7haの水稲、3haの大麦、大豆の二毛作に取り組む場合

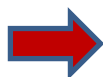
水稲(主食用米)への交付額

$$(700a - 10a) \times 15,000\text{円}/10a = \underline{1,035,000\text{円}}(\text{定額部分})$$

大麦、大豆への交付額

$$(\text{大麦}) \quad 300a \times 35,000\text{円}/10a(\text{大麦単価}) + 300a \times 28,000\text{円}/10a(\text{経営所得安定対策}) = \underline{1,890,000\text{円}}$$

$$(\text{大豆}) \quad 300a \times 15,000\text{円}/10a(\text{二毛作助成}) + 300a \times 27,000\text{円}/10a(\text{経営所得安定対策}) = \underline{1,260,000\text{円}}$$



このケースの場合、総額4,185,000円の助成となります。
ただし、大麦、大豆は22年度に収穫するものが助成対象となります。

ケース2

30haの集落営農による水田経営で、20haの水稲、10haの大豆の作付けの団地化に取り組む場合で、主食用米が全国平均で600円/60kg下落した場合

水稲(主食用米)への交付額

$$(2,000a - 10a) \times 15,000\text{円}/10a = \underline{2,985,000\text{円}}(\text{定額部分})$$

$$(2,000a - 10a) \times (600\text{円}/60\text{kg} \times 530\text{kg}/10a) = \underline{1,054,700\text{円}}(\text{変動部分})$$

大豆への交付額

(激変緩和措置による団地化加算で、5,000円/10a加算されたと仮定)

$$1,000a \times (35,000\text{円}/10a(\text{大豆単価}) + 5,000\text{円}/10a) + 1,000a \times 27,000\text{円}/10a(\text{経営所得安定対策}) = \underline{6,700,000\text{円}}$$



このケースの場合、総額10,739,700円の助成となります。
なお、国からの支払い交付金は、集落営農の口座に一括して振り込まれます。

ケース3

1haの水田経営で、70aに水稲、20aにねぎの作付け、10aが調整水田である場合

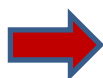
水稲(主食用米)への交付額

$$(70a - 10a) \times 15,000\text{円}/10a = \underline{90,000\text{円}}(\text{定額部分})$$

ねぎへの交付額

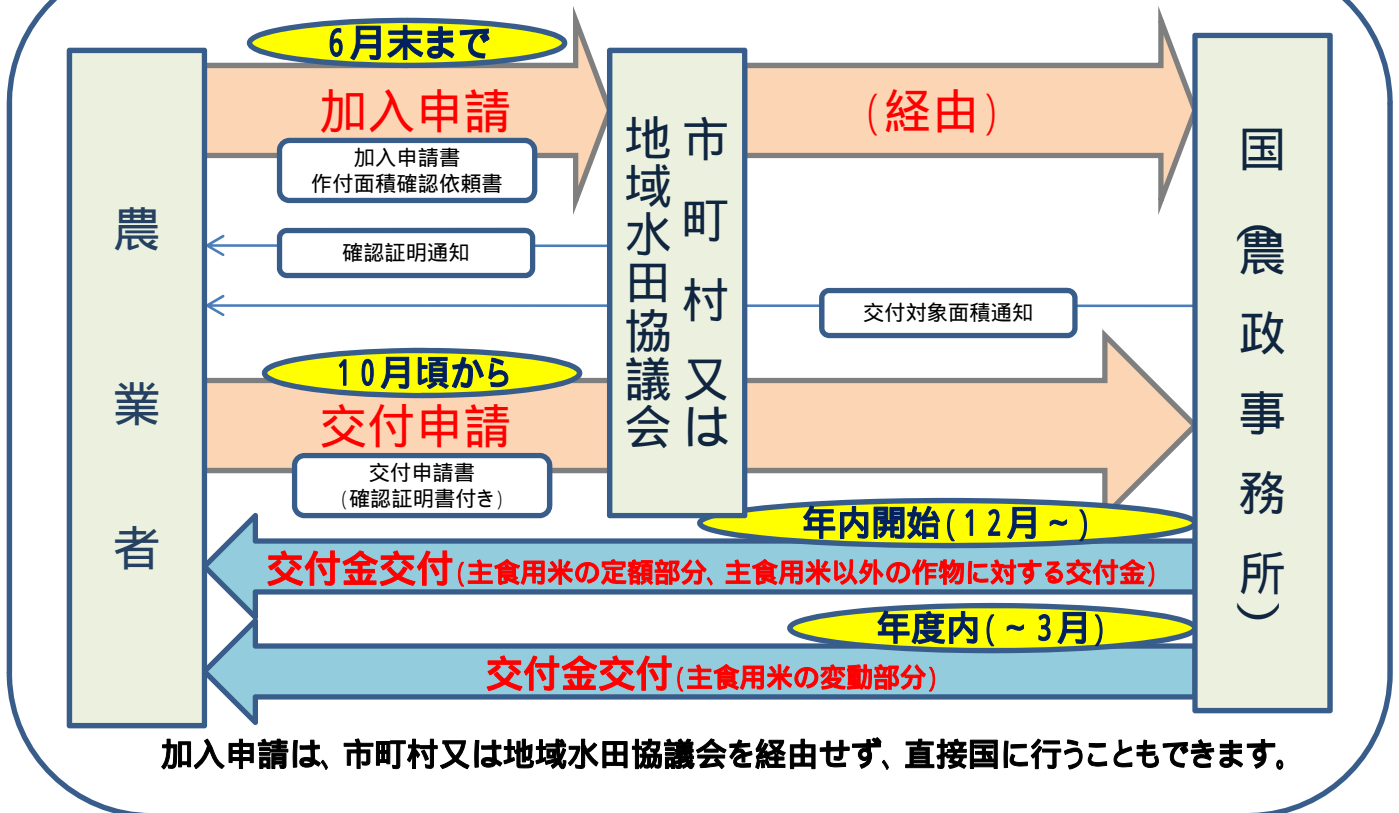
(その他作物でねぎに10,000円/10aが設定されたと仮定)

$$20a \times 10,000\text{円}/10a = \underline{20,000\text{円}}$$



このケースの場合、総額110,000円の助成となります。
なお、10aの調整水田については、不作付地となっている水田の地番、面積、作付けできない理由などを記載した改善計画を市町村に提出し認定を受ける必要があります。

申請から交付までの流れ



ご不明の点があれば、次の窓口までご相談ください

北陸農政局(戸別所得補償制度推進室)	076 - 232 - 4133
新潟農政事務所(農政推進課)	025 - 228 - 5281
富山農政事務所(農政推進課)	076 - 441 - 9307
福井農政事務所(農政推進課)	0776 - 36 - 1790

各県水田農業推進協議会または
最寄りの地域水田農業推進協議会
でも相談に応じます

